

ご意見について

1 意見公募手続（パブリックコメント）の目的

地域力を生かした大田区まちづくり条例（以下、「条例」という。）とは、区民や事業者及び区が協力し、地域力を生かして、誰もが安心して快適に暮らせるまちづくりを目指し、平成 23 年に制定された条例です。

この度、さらなる社会情勢の変化や上位・関連計画の策定に対応し、地域力を生かした魅力あるまちづくりをより一層推進するため、条例及び条例を補完する基準や手続きについて定める大田区開発指導要綱の一部改正に向け、考え方を取りまとめました。

つきましては、大田区区民意見公募手続(パブリックコメント)実施要綱に基づき、以下により広く区民等の皆さまからのご意見を募集します。

2 意見募集期間

令和 7 年 9 月 19 日（金）から 10 月 10 日（金）まで

3 意見提出方法

以下のいずれかの方法で「意見」をご提出ください。匿名による意見提出はお受けできません。ご意見は電子申請、郵送、FAX でお寄せ頂くか、直接お持ちください。

下記いずれの場合も 10 月 10 日（金）必着です。

電子申請はこちら

①電子申請サービス（LoGo フォーム）にアクセスし提出

以下のいずれかの方法でアクセスできます。

方法 1：右記の電子申請用二次元コードを読み取る。

方法 2：以下の URL を入力

<https://logoform.jp/form/8BrJ/594473>

方法 3：区ホームページからアクセスする。

【トップページ⇒募集一覧⇒地域力を生かした大田区まちづくり条例等の改正素案に関する区民意見公募手続（パブリックコメント）の実施について】



②窓口へ直接持参

大田区役所本庁舎 7 階北側 20 番窓口 都市計画課
平日 8：30～17：00 の間にお持ちください。

③郵送

〒144-8621 大田区蒲田 5-13-14
大田区役所 まちづくり推進部 都市計画課 計画調整担当 宛

④FAX

03-5744-1530
大田区役所 まちづくり推進部 都市計画課 計画調整担当 宛

4 意見の取扱いについて

- ・いただいた意見は、原則公表させていただきます。（お名前、ご住所等は公表いたしません。）
- ・個人情報につきましては、計画の意見募集の目的以外では使用せず適切に取扱います。
- ・いただいた意見に対する個別の回答はいたしませんので、あらかじめご了承ください。

5 お問い合わせ先

大田区まちづくり推進部 都市計画課 計画調整担当
電話 03-5744-1333 ※平日の 8：30～17：00 まで
FAX 03-5744-1530

【意見提出用紙】

地域力を生かした大田区まちづくり条例等の改正素案

1	すべての方	
	お名前【必須】 ※法人等の場合は名称及び代表者氏名	
	ご住所【必須】 ※法人等の場合は区内に存する事務所等の所在地	
2	区外にお住まいの方は、以下のいずれかをご記入ください	
	(1) 区内に勤務・通学されている場合 <u>勤務先又は通学先名称・住所</u>	名称： 住所：
	(2) 区内に勤務・通学されていない場合 <u>利害を有する理由</u>	例：区内に土地・建物を所有しているため
	意見記入欄【必須】	